

平成 22 年 2 月 17 日

日紙商から最新情報のお知らせ

環境省は、グリーン購入法、印刷用紙について
判断基準の変更を発表しました

グリーン購入法、印刷用紙について基準の見直しを、平成 22 年 2 月 5 日環境省から発表されました。

平成 22 年 2 月 5 日の環境省・報道発表、

「環境物品等の調達に関する基本方針」の変更について(お知らせ)」から抜粋

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」は、平成22年2月5日にその変更について閣議決定しました。

基本方針に定める特定調達品目とその判断の基準等は、環境負荷低減に資する物品等への需要の転換をさらに推進するため、毎年度、見直しを行っています。今回の変更で、[1]紙類のうち「印刷用紙」の判断の基準への総合評価指標方式の導入、[2]制服・作業服等の基準の見直し、[3]イベント等での使用を想定した「旗」「のぼり」「幕」の追加、など、11品目の追加、1品目の削除及び52品目の基準等の見直しを行い、19分野256品目となりました。

これに伴い、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の解説等を行うため、2月10日(水)から全国10箇所で、国等の機関、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等及び事業者の皆様を対象とした説明会を開催いたしますので、併せてお知らせいたします。

掲記の通り、昨年のコピー用紙に続き「印刷用紙」の判断の基準において、平成 22 年度より総合評価指標方式の導入を決定いたしました。それに関する資料を以下の通り添付いたします。

以上

[添付資料]

[資料① 特定調達品目及び判断の基準の見直し一覧\(紙類の部分のみ抜粋\)](#)

[資料② 国等による印刷用紙の調達基準の改定及び印刷用紙総合評価指標の評価例](#)

[資料③ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針・一部抜粋](#)